

野田市簡易登録実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野田市が発注する競争入札又は競争見積りによる随意契約の対象とならない取引について、野田市入札参加資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録していない市内事業者の受注機会を確保し、事業者の育成及び市内経済の活性化に資するため、その登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 対象案件は、1件の設計金額が10万円未満のものとする。

(登録資格)

第3条 野田市簡易登録業者名簿（以下「登録名簿」という。）に登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者
- (3) 有資格者名簿に登録されていない者
- (4) 野田市税を滞納していない者
- (5) 競争入札及び競争による見積り合わせに参加する意思がない者
- (6) 希望する業種を履行するために必要な許認可等を有する者

(登録申請)

第4条 登録名簿に登録しようとする者は、野田市簡易登録申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。なお、提出書類は、返却しないものとする。

- (1) 法人の場合は登記事項証明書（登記簿謄本）、個人事業者の場合は身分証明書
- (2) 記載事項証明書【納税に関する事項】
- (3) 希望する業種を履行するために必要な許認可等を証明する書類の写し
- (4) 物品販売又は業務実績書

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を適当と認めるときは、登録名簿に登録するとともに、公表をもって通知に代えるものとする。

2 市長は、前条の規定による申請を適当と認めないときは、野田市簡易登録非決定通知書にその理由を付して通知するものとする。

3 第1項の規定による登録は、契約を約束するものではない。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、2年とする。

2 初回の登録の有効期間の始期は令和3年4月1日とし、次回以降の登録の有効期間の始期は、直前の登録の有効期間の満了日の翌日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、登録の有効期間の途中で登録された者の登録の

有効期間は、当該登録日以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは野田市簡易登録事項変更届、営業を休止又は廃止したときは野田市簡易登録辞退届を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当しなくなった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 私的独占に禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行った場合
- (4) 申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約に関し、不正又は不誠実な行為があった場合

2 市長は、前項の取消しを決定したときは、野田市簡易登録取消通知書により登録者に通知するものとする。

(登録者の取扱い)

第9条 市長は、第2条に規定する契約に係る事業者の選定に当たっては、登録者に対し、積極的に受注の機会を与えるものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。